



2024年11月18日

各位

会社名 日本山村硝子株式会社  
代表者名 代表取締役 社長執行役員 山村 幸治  
(コード番号 5210 東証スタンダード市場)  
問合せ先 執行役員 コーポレート本部長 井料田 保二  
(TEL 06-4300-6000)

## 第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ

当社は、2024年11月18日開催の取締役会において、第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」という。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

### 1. 処分要領

(1) 処分期日	2024年12月10日
(2) 処分株式の種類及び数	普通株式 477,500株
(3) 処分価額	1株につき1,641円
(4) 処分総額	783,577,500円
(5) 処分予定先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (株式付与E S O P信託口)
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件といたします。

### 2. 処分の目的及び理由

当社は、2024年11月18日開催の取締役会において、当社および当社グループの中長期的な企業価値を高めることを目的とし、一定の要件を満たす当社および当社グループの従業員（以下「従業員」という。）を対象に、従業員向け株式インセンティブ・プランとして株式交付制度（以下「E S O P信託」という。）の導入を決定しております。

本自己株式処分は、E S O P信託の導入に伴い、当社が三菱UFJ信託銀行株式会社との間で締結する株式付与E S O P信託契約（以下「本信託契約」といい、本信託契約に基づき設定される信託を「本信託」という。）の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与E S O P信託口）に対し、第三者割当による自己株式の処分を行うものであります。

処分株式数につきましては、株式交付規程に基づき信託期間中に従業員に交付を行うと見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は発行済株式総数 11,145,249株に対し 4.28%（小数点第3位を四捨五入、2024年9月30日現在の総議決権個数 101,482個に対する割合 4.71%）と

なります。

また、本自己株式処分により割り当てられた当社株式は、株式交付規程に従い一定の要件を充足した従業員に交付が行われることから流通市場への影響は軽微であると考えており、処分数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

なお、E S O P 信託の概要については、2024 年 11 月 18 日付で公表いたしました「株式付与 E S O P 信託導入に関するお知らせ」をご参照ください。

#### 【本信託契約の内容】

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託の目的	従業員に対するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
受益者	従業員のうち、受益者要件を充足する者
信託管理人	当社および当社グループと利害関係のない第三者（公認会計士）
信託契約日	2024 年 12 月 5 日（予定）
信託の期間	2024 年 12 月 5 日～2029 年 8 月 31 日（予定）
制度開始日	2024 年 12 月 5 日（予定）
議決権行使	受託者は、受益者候補の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使いたします。

### 3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に沿い、本自己株式処分に係る取締役会決議日の前営業日（2024 年 11 月 15 日）の株式会社東京証券取引所における当社株式の終値である 1,641 円としております。取締役会決議の前営業日の当社株式の終値を採用することにいたしましたのは、取締役会決議直前の市場価値であり、算定根拠として客観性が高く合理的なものであると判断したためです。

なお、上記処分価額につきましては、当社の監査等委員会（社外取締役 3 名を含む 4 名で構成）が、処分価額の算定根拠は合理的なものであり、特に有利な処分価額には該当せず適法である旨の意見を表明しております。

### 4. 企業行動規範上の手続

本件の株式の希薄化率は 25%未満であり、支配株主の異動もないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上